

現行計画の施策の検証と、施策案の整理

第二次 富良野市環境基本計画 / H23年3月 (H29年3月度変更)
施策の検証結果

施策内容	市の取組	担当課	具体的な取組実績	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性					今後の取組内容	今後の調整
					継続	見直し	新規	中止	充実		
3.1 自然共生社会のまち											
② 持続可能な農地の保全と活用											
② 1) 持続可能な農地の維持と有機肥料化の推進	・クーン農業の継続・拡大を推進すると同時に、研究機関等との連携を通して、適切な施肥・農薬使用や土壌流出の防止による持続可能な農地土壌の保全に努めます。	クーン農業（土壌診断、施肥の適正使用、農薬や化学肥料の削減）の継続・拡大を推進し、農地土壌を保全する。	農林課	・環境保全型農業直接支援対策事業で農業者の取組を支援	持続可能な農業の実現のため、環境負荷の低い営農方法の継続は必要。	○				クーン農業（土壌診断、施肥の適正使用、農薬や化学肥料の削減）の継続・拡大を推進し、農地土壌を保全する。	
② 1) 農作物生産の有機肥料化を推進し、資源循環型農業を構築する。	・農作物生産の有機肥料化を推進し、資源循環型農業を構築する。	農作物生産の有機肥料化を推進し、資源循環型農業を構築する。	農林課	・JAの堆肥製造施設等を利用し、堆肥還元による土づくりを推進	持続可能な農業の実現に向け、継続した土づくりが必要。	○				農作物生産の有機肥料化を推進し、資源循環型農業を構築する。	
② 2) 市民等との協働による農地環境の保全	・農地やその周辺の環境保全を図るため、多面的機能支分事業などにより、農業従事者、他、水士里みどりネットワーク（土地改良区）、ふるの農業協同組合、市民等と協働し、地域美化や環境保全の活動を継続・推進します。	多面的機能支分事業を活用し地域の環境保全活動を支援する。	農林課	・農地周辺の草刈りや緑化など環境保全活動に対して支援 ・農地の多面的機能の維持増進に向け、地域共同による維持管理及び農村環境の資源向上活動を支援	日本型直接支払制度として法に基づいた取り組みであり、継続が必要。	○				多面的機能支分事業を活用し地域の環境保全活動を支援する。	
② 4) 環境・観光・農業の連携	・「北のクーン農作物表示制度」（北海道）、「エコーマーク制度」（農林水産省）等の制度を活用して、消費者に対する安全安心な農作物の提供PRを推進します。	安全安心な農作物、クーン農業、地産地消の取組の支援を行い、消費者（市民、観光客等）へのPRを推進する。	商工観光課	・ふるのふるさと祭りの開催 ・メイドインフラスノ事業の開催 ・ふるの未来農産EXPOの開催	・計画期間中にメイドインフラスノ事業、地産地消を原則とする加工食品の認定制度へ制度が生まれ変わったため、この期間にそぐわなかった感がある ・農林課の担当事業を掲載した方が良いのでは？	○				安全安心な農作物、クーン農業、地産地消の取組の支援を行い、消費者（市民、観光客等）へのPRを推進する。 ・農林課へも内容確認 →下の行に記載	
② 4) 「メイドインフラスノ事業」を推進し、1次産業・2次産業・3次産業をつなぐ取組を推進します。	・「メイドインフラスノ事業」を推進し、1次産業・2次産業・3次産業をつなぐ取組を推進します。	・メイドインフラスノ事業として、スタートアップフォーラム、パワーアップセミナー、ふるの食の商談会、メイドインフラスノ認定事業等の実施	商工観光課	・食品表示やHACCPなど、製造者が制度改正へ対応する中で手一杯。 ・市民や消費者への浸透、製造者のメリットの拡充		○				・「メイドインフラスノ事業」を推進し、1次産業・2次産業・3次産業をつなぐ取組を推進します。	
③ 森林の保全と育成											
③ 1) 総合的な森林の整備及び保全の推進	・「富良野市森林整備計画」に基づき、重視すべき機能に応じた森林の区分（水土保全林、森林と人の共生林、資源の循環利用林）を行い、多様な森林の整備及び保全を推進します。	「富良野市森林整備計画」に基づき、多様な森林の整備及び保全を推進する。	農林課	・長有林の造林、除伐、下刈に対して助成 ・市有林の伐採、造林、下刈を実施	森林資源の重要性は変わらないうえ、適正管理の推進を継続。	○				「富良野市森林整備計画」に基づき、多様な森林の整備及び保全を推進する。	
③ 1) 北海道や森林組合と協働して、森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進する。	・北海道や森林組合と協働して、森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進する。	森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進する。	農林課	・事業主に対し、作業員の就業日数に応じた福利厚生に係る経費を助成 ・森林作業員に対し、作業員本人と事業主が積み立てた基金に、就業日数に応じ奨励金を交付	当市の森林所有者の大部分が小規模所有者であり、林業経営が不安定であることから、労働環境改善が難しく、かつ、収入が不安定であるため、対策を継続する必要がある。	○				森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進する。	就業条件の整備により、林業労働者の育成・確保を図るとともに、林内道路網を有効に活用した間伐事業の合理化及び間伐材の活用材材（バイオマス活用）の促進を図ります。／第5次富良野市総合計画後継基本計画（H27）
③ 1) 森林荒地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進し、水質かん養、水質浄化等の森林機能の向上を図ります。	・森林荒地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進し、水質かん養、水質浄化等の森林機能の向上を図ります。	森林荒地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進する。	環境課	・北海道と連携し、アスベスト鉱山跡地の緑化推進状況を確認	今後も北海道と連携し、アスベスト鉱山跡地の緑化を推進していく必要がある。	○				森林荒地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進する。	良質な水の安定供給を確保する観点から適切な保育・樹体を促進しつつ、下層樹生、樹木の根を発達させる樹業を行うとともに、伐採に伴う樹地面積の縮小及び分散を図る施策を推進する。／富良野市森林整備計画（H30）
③ 2) 多様な主体や観光と連携した森づくりの推進	・市民、環境団体、民間企業との協働による森づくりを進めるとともに、植樹・育林活動と環境をテーマとした体験学習等を推進します。	市民、環境団体、民間企業との協働による森づくりを進めるとともに、植樹・育林活動と環境をテーマとした体験学習等を推進する。	商工観光課	・富良野市市民緑地祭を開催 ・富良野市原野クワ原山コース整備修繕の実施 ・湿地帯における植生復元作業の実施 ・市民登山会を実施	・当課も原野クワ原山道整備などでかかわりがありますが、市民緑地祭は農林課？森林環境に関心した体験学習等は生涯学習センターでも実施、していますので、そちらの事業も取り入れてはかかでしょうか？	○				・農林課（市民緑地祭）→H30まで開催、以降開催予定なし ・生涯学習センター（森林環境に関心した体験学習）→幅広い世代への環境教育、環境学習の推進（次世代を担う人材の育成）で整理	
④ 水環境の保全											
④ 1) 良好な河川環境の保全と維持	・市内の自然河川を保全するとともに、市民や事業者等と協力した河川の美化・管理により、良好な河川環境を維持します。	自然河川を保全し、必要に応じて自然に配慮した河川改修・整備を進める。	都市施設課	・河川整備を近自然工法により実施 ・現地河川で採取した玉石によるフォンロンを制作し、崩落した護岸の修繕に使用	河川環境、整備が必要な河川がまだあることから、今後も継続的に、自然に配慮した河川改修や整備を行っていく必要がある。	○				自然河川を保全し、必要に応じて自然に配慮した河川改修・整備を進める。	
④ 1) 国、道等の空知川水系の関係機関と協力し、流域全体の水環境保全を推進する。	・国、道等の空知川水系の関係機関と協力し、流域全体の水環境保全を推進する。	富良野市道路河川委員会による空知川水系2級河川の草刈の実施	都市施設課	富良野市道路河川委員会による空知川水系2級河川の草刈の実施	河川環境保全のため、今後において道路河川委員会により2級河川の草刈を実施を行うっていく必要がある。	○				国、道等の空知川水系の関係機関と協力し、流域全体の水環境保全を推進する。	
④ 野生生物との共生と保護活動の推進											
④ 1) 野生鳥獣被害対策の促進	・「富良野市鳥獣被害防止計画」等に基づき防除事業の継続的な推進と、国や北海道、猟友会と連携した総合的な野生鳥獣被害対策を促進します。	「鳥獣被害防止計画」に基づき防除事業を継続的に推進する。	農林課	・農作物被害防止、外来生物対策のための捕獲器の設置・処理を実施 ・七ヶ岳で出没情報の発信、注意板の設置	野生鳥獣被害は継続しているため、対策の継続が必要。	○				「鳥獣被害防止計画」に基づき防除事業を継続的に推進する。	通番号20の課題・今後の取組内容の一部をここで整理しています。
④ 2) 外来生物問題の普及啓発活動の推進	・特定外来生物（ライオン、セイウチオオムシバ）による生態系、人的・農林業への被害や、生態系や景観を損なう外来植物の繁茂等の各種問題について、市民、事業者への情報提供や啓発活動を推進します。	鳥獣被害や外来生物問題に関する情報を収集し、市民、事業者に対する啓発を行う。	農林課	・ライオン等の捕獲は公民の協力をし出し ・外来生物に関する情報発信	ライオン等の捕獲が急増して対策の拡充が必要。（2ヶ所中動物物用の電気柵設置助成を開始）	○				普及啓発活動を推進するとともに、駆除を進める。	
④ 3) 自然保護活動や啓発活動の充実	・市内の自然保護活動や啓発活動においては、多様な主体（市民、環境団体、市外在住者や観光客）の参加を推進し、人材の育成と活動の充実を図ります。	市内の自然保護活動や啓発活動（大層の里ふれあい森のベグボタ）が息づきつつある環境づくり、夕張・戸別山系のナキクサザン個体群保全活動、自然観察会など）のPRや人材育成を推進する。	生涯学習センター	・「ベグボタ」生息調査の実施と観察会の開催 ・花と蝶、きのこ、星空、ナキクサザン、自然観察会の開催（毎4～5回） ・山川草木を育てる楽しい観察会への参加（4/29）	・郷土の身近な自然を題材とした体験活動の実施や、環境団体の活動支援を行うことにより、市民の環境教育の推進に寄与していき、長年取組み続けられてきた方々が高齢化等を理由に活動の第一線から離れるケースも見られることから、人材確保の一環の推進を図る必要がある。	○				・身近な自然に対する認識を深めて載けるような機会を提供し、啓蒙活動の推進に努める ・観察等の調査活動を継続的に実施し、情報の蓄積とその教育的活用を図る ・各種企画の一層市民参加を促し、関係機関や市民団体等との連携協力を図る中で、人材育成と新たな人材確保を図る	【今後の方向性】 見直しではなく、継続する中で抱えている人材を見出すという考えがあるため、継続とする。
④ 3) 自然保護活動や啓発活動の充実	・自然環境団体やNPO等と連携した野生生物保全活動を推進する。	鳥居公園の地下水位測定や定点撮影を年15回程度実施し、環境変化を監視している。そのほか、植生調査などの自然環境調査を行っている。その結果、湿地林の乾燥化とそれに伴う樹木の減少（ハンノキの減少）、崖崩れの変化（減少・ミズバショウなど）増加・クマザサ、ハイクワなど）が判別した。	生涯学習センター	鳥居公園の地下水位測定や定点撮影を年15回程度実施し、環境変化を監視している。そのほか、植生調査などの自然環境調査を行っている。その結果、湿地林の乾燥化とそれに伴う樹木の減少（ハンノキの減少）、崖崩れの変化（減少・ミズバショウなど）増加・クマザサ、ハイクワなど）が判別した。	乾燥化・植生の変化を受けて、湿地からの排水の減少を減らすため、排水路に土をすくつめたが、効果は得られていない。ハンノキの生育する湿地林は鳥居公園のほか1箇所の生育が確認されており、保全のためには排水路や排水路の変更などより根本的な対策が必要と考えられる。	○				・引き続き自然環境調査を行い、状況を注視する。 ・調査結果を元に、市内の自然史研究者や、公園整備に係る部署と連携して今後の対策を検討する。	【今後の方向性】 課題（改善のための対策が必要）という方向性はこれまでの活動により高見しており、状況を見ながら必要に応じて対応する。見直しではなく継続。

第三次計画の「施策の検討案」についての凡例

赤字：現行計画からの見直し部分

青字：現行計画の「施策の内容」を参照した部分

うす赤塗：新規で位置づけたもの

グレー塗：第3次計画に入れないものなど

第三次 富良野市環境基本計画
施策の検討案

施策案	担当課見	補足	関連計画の施策
3.1 自然共生社会のまち			
(1) 持続可能な農地の保全と活用			
1) 持続可能な農地の維持と有機肥料化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●研究機関等との連携を図り、クーン農業（土壌診断、施肥の適正使用、農薬や化学肥料の削減）の継続・拡大を推進し、農地土壌を保全する。 ●農作物生産の有機肥料化を推進し、資源循環型農業を構築する。 	環境保全型農業に取り組む農業者の増加に向け、啓発活動を強化します。また、家畜排せつ物の適正処理を徹底します。／第3次富良野市農業及び農村基本計画（H30）	
2) 市民等との協働による農地環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●農地やその周辺の環境保全を図るとともに、農地の多面的機能を維持増進するため、多面的機能支分事業などを活用し、地域の美化活動や環境保全活動を支援します。 		
3) 環境・観光・農業の連携	x	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や観光客などの消費者と生産者を効果的につなぐため、安全安心な農作物やクーン農業、地産地消の取組についてのセミナーを開催するなど、継続的に支援していきます。 ●「メイドインフラスノ事業」を推進し、1次産業・2次産業・3次産業をつなぐ取組を推進します。 	
(2) 森林の保全と育成			
1) 総合的な森林の整備及び保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「富良野市森林整備計画」に基づき、重視すべき機能に応じた森林の区分（水土保全林、森林と人の共生林、資源の循環利用林）を行い、多様な森林の整備及び保全を推進する。 ●北海道や森林組合と協働して、森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進する。 ●水源かん養、水質浄化等の森林機能の向上を図るため、北海道と連携し、森林荒地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進する。 		
2) 多様な主体や観光と連携した森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、環境団体、民間企業との協働による森づくりを進めるとともに、植樹・育林活動と環境をテーマとした体験学習等を推進する。 	市民緑地祭（農林課）は今後開催予定がないため、「植樹・育林活動」に該当する事業があるのかどうか？ 商工観光課の事業としては、登山道の整備、登山機会の提供といったものが該当。	
(3) 河川環境の保全			
1) 良好な河川環境の保全と維持	<ul style="list-style-type: none"> ●自然河川を保全し、必要に応じて自然に配慮した河川改修・整備を進めます。 		
●国、道等の空知川水系の関係機関と協力し、流域全体の河川環境保全を推進する。			
(4) 野生生物との共生と保護活動の推進			
1) 野生鳥獣被害対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●エゾシカ、ヒグマ、ライオン等の野生鳥獣被害は継続しており、特にライオン等の捕獲数が増していることから、富良野市鳥獣被害防止計画」等に基づき防除活動及びその支援策を強化していきます。 ●国や北海道、猟友会と連携した総合的な野生鳥獣被害対策を展開します。 		
2) 外来生物対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●ライオン、セイウチオオムシバ等の特定外来生物による生態系、人的・農林業への被害や、生態系や景観を損なう外来植物の繁茂等の各種問題について、市民、事業者への普及啓発活動を推進する。 ●特定外来生物であるオオムシバ等の駆除拡大を防ぐため、市民や企業団体等の協力を得ながら、継続的な防除活動を実施していきます。 	現行計画から分限・順番を変更したものの現行計画(4-3)の内容	
3) 自然保護活動や啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な自然に対する認識を深めていくよう、自然と触れ合える様々な機会の提供に努めます。 ●自然観察等の調査活動を継続的に実施し、情報を蓄積するとともに、その教育的活用を図っていきます。 ●自然保護活動員の高齢化により、継続的な取組が困難になってきていることから、各種企画への一般市民参加を促し、関係機関や市民団体等との連携協力を図る中で、人材育成と新たな人材確保を図っていきます。 	【誤字修正】 自然史研究者→自然史研究家	
(5) 自然環境資源の有効活用			
1) 地域特有の自然環境の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ●植樹・育林活動などの森林環境をテーマとした体験学習を企画するなど、市の有する豊富な自然環境資源を活用し、多くの観光客や市民の参加を促します。 ●富良野市の観光資源である農村景観を適切に保全するとともに、富良野ブランドの確立を図っていきます。 ●市内には豊かな自然環境が残っていることから、それらを観光資源として有効に活用するとともに、教育や学習の場として活用していきます。 		現行計画(3-2)を参考に整理 現行計画(6-2)を参考に整理 現行計画(6-2)を参考に整理

現行計画の施策の検証と、施策案の整理

第二次 富良野市環境基本計画 / H23年3月 (H29年3月度変更)

施策の検証結果

施策内容	市の取組	担当課	具体的な取組実績	取組に対する課題・継続・拡充の必要性	今後の方向性					今後の取組内容	今後の調整
					見直し	拡充	新規	中止	規		
3.2 循環型社会のまち											
⑤ごみの減量化・リサイクル対策の継続的な推進											
⑤-1) ごみ減量化やリサイクル対策の継続的な推進											
⑤-1) 1) ごみ減量化やリサイクルに対する普及啓発活動を継続的に推進し、さらなるごみゼロに対する市民・事業者意識の高揚に努めます。	ごみ減量化等に関する普及啓発活動(ごみ分別説明会、広報、フェア環境展、レジ袋削減等)を継続的に実施する。	環境課	・ふらの環境展の開催 ・ふらのフリーマーケットの開催 ・リサイクルフェアの開催	各種イベントの開催によりごみ減量化等の普及系活動が継続している必要がある。						食品ロス、ごみ減量化に関する普及啓発活動(ごみ分別説明会、広報、リサイクルマーケット、環境展等)を継続的に実施する。	
⑤-1) 2) 廃棄物処理・資源循環システムの維持	ごみ削減やリサイクルの成果や効果を分かりやすく市民に公表し、さらなる取組を推進する。	環境課	・廃棄物の処理及びリサイクルの概要の作成 ・広報を通じてのQ&A等も周知	各種媒体を通して市民に継続してごみ減量化やリサイクルについて呼びかけていく必要がある。						ごみ削減やリサイクルの成果や効果をわかりやすく市民に公表し、さらなる取組を推進する。	
⑤-2) 1) 市民、事業者に対するごみ分別の徹底を継続的に推進し、現在の廃棄物処理・資源循環システム(固形燃料化、有機肥料化等)の維持による高い資源化率を維持する。	現在の廃棄物処理・資源循環システム(固形燃料化、有機肥料化等)の維持による高い資源化率を維持する。	環境課	・広域分処理を行い、資源循環システムを維持し、リサイクル率90%を維持	高いリサイクル率を維持しているため、今後もごみ分別を徹底していきたい。						現在の廃棄物処理・資源循環システム(固形燃料化、有機肥料化等)の維持による高い資源化率を維持する。	
⑤-2) 2) 市内でのバイオ燃料利用など近年の技術革新を取り入れた新たな廃棄物処理システムの検討を進めます。	市内でのバイオ燃料利用など近年の技術革新を取り入れた新たな廃棄物処理システムの検討を進めます。	環境課	・平成30年度より衛生用品の資源化処理事業を開始	市内で作られた固形燃料(RDF)を、市内利用が認められるよう検討が必要がある。						市内で生産した固形燃料(RDF)を市内で利用できる地域循環型システムを構築する。	
●プラスチック資源の3Rや代替資源への推進											
⑤-3) プラスチック資源の3Rのため、フウェイプラスティックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、啓発を行います。	フウェイプラスティックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、啓発を行います。	環境課	・フウェイプラスティック(レジ袋)の使用削減のため、エコバックの利用促進。 ・音響包装プラスチックごみの適正回収啓発を実施。	プラスチックごみの適正な分別ため、市民への継続した指導が必要。						プラスチック資源の3Rのため、フウェイプラスティックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、啓発を行います。	
⑤-4) 不法投棄・ポイ捨て対策の推進	関係機関(上川総合振興局、管内市町村)、警察、市民など連携を図り不法投棄の監視体制を強化するとともに、不法投棄者に対しては厳格に対処します。	環境課	・不法投棄パトロールを実施	毎年、不法投棄が後を絶たないことから、監視体制を強化し継続した取り組みを行う必要がある。						関係機関(上川総合振興局、管内市町村)、警察、市民、事業者など連携を図り、不法投棄の監視体制を強化する。	
●ストックの維持管理・有効活用											
⑤-5) 既存のインフラにおける長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上											
3.3 快適環境社会のまち											
⑥魅力ある森林・農村景観の保全と都市景観の形成											
⑥-1) 総合的な景観行政の推進											
⑥-1) 1) 「景観法」に基づき富良野の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動との調和により形成される景観の保全・創出に関する総合的な景観行政を推進します。	「景観法」に基づき富良野の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動との調和により形成される景観の保全・創出に関する総合的な景観行政を推進します。	企画振興課	・富良野市景観計画審定委員会の開催 ・小学生対象ワークショップ(富良野まちなみ探検)・外国人留学生ワークショップの実施 ・富良野市景観計画(案)に関する説明会の実施 ・富良野らしさ自然環境を守る条例に基づき事前協議を実施	・富良野市景観計画審議会により富良野市景観計画(案)を審定 ・R.2.8より富良野市景観条例が施行され、同条例に基づき、富良野市景観審議会を設置し、富良野市景観計画を決定する予定 ・富良野らしさ自然環境を守る条例に基づき事前協議を実施						景観条例及び景観計画に基づき、良好な景観の形成を図る。	
⑥-1) 2) 農業の担い手や組織の育成、農業や観光が連携した体験型観光、地産地消の促進などによって農業経営の安定化・富良野ブランドの確立を図り、農業振興を推進し、環境観光資源としての農村景観を保全します(施策内容の詳細は、「②持続可能な農地の保全と活用」を参照)。	耕作放棄地の再生利用を推進し、農村景観の保全を図る。	農林課	・農業担い手対策の実施 ・農地流動化の推進 ・農業インフラの整備 ・日本直接支払制度の活用	持続可能な農業の実現のため、総合的な対策の継続が必要。						農業の担い手や組織の育成、農業経営の安定化・富良野ブランドの確立を図るため、耕作放棄地の再生利用等、環境観光資源としての農村景観を保全します。	
⑥-1) 3) 快適な都市景観の形成	環境美化に対する市民、事業者、観光客の意識啓発を図るとともに、美化運動を支援する。	環境課	・春と秋に環境美化運動を実施 ・各種団体によるごみ拾い活動に対して、ごみ袋等の支援を実施	環境美化意識を持ち続けるためにも、環境美化運動やごみ拾い活動を継続して取り組んでいく必要がある。						環境美化に対する市民、事業者、観光客の意識啓発を図るとともに、美化運動を支援する。	
⑥-1) 4) 公園緑地や街路等の公共施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化を進め、安全安心で地域住民に親しみやすさを提供する都市空間の形成を推進する。	公園緑地や街路等の公共施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化を進め、安全安心で地域住民に親しみやすさを提供する都市空間の形成を推進する。	都市施設課	・長寿命化事業により、遊具やフェンスなどを整備	継続して公園長寿命化事業により、遊具やフェンス等の整備を行う。また、街路等の道路整備にあたっては交通/リアリ計画に基づき整備を行い、安全安心で地域住民に親しみやすさを提供する。						公園緑地や街路等の公共施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化を進め、安全安心で地域住民に親しみやすさを提供する都市空間の形成を推進する。	
⑥-2) 排水対策の継続的な推進											
⑥-2) 1) 河川等の公共用水域の水質を継続的に監視するとともに、監視結果を公表します。	定期的な水質調査(河川等の公共用水域)を実施し監視する。	環境課	・主要河川水質調査の実施	河川の水質検査を毎年実施し、監視を継続していきたい。						定期的な水質調査(河川等の公共用水域)を実施し監視する。	
⑥-2) 2) 市、市民、事業者が一体となった排水対策を推進し、排水による汚濁負荷を減らします。	工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。	環境課	・北海道と連携し、法令遵守に努める	今後も北海道と連携し、法令遵守の徹底を推進していく必要がある。						工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。	
⑥-2) 3) 継続的に公共下水道整備を推進し、下水道への接続に対する啓発活動を行う。	継続的に公共下水道整備を推進し、下水道への接続に対する啓発活動を行う。	上下水道課	・水流化に対する相談、助言 ・市HPよりSPR ・カード型下水道広報パンフレットの配布	処理区域内における下水道未接続について、住宅や施設の老朽化、高齢化による改修費用の確保が困難であり、継続したPRを行う必要がある。						環境美化で水循環や汚水処理など展示し、「下水道事業PRを強化していく。」	
⑥-2) 4) 北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続します。	北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続する。	環境課	・北海道等と連絡を取り合い、安全な地下水確保に努める	今後も北海道等と協力しながら、監視を継続していく必要がある。						北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続する。	
⑥-3) 事業活動に対する継続的・日常的な対策の推進											
⑥-3) 1) 関係法令に基づき、工場・事業場等が生じる日常の排気物の対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進めるとともに、より良い大気環境づくりの啓発に努めます。	歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できるまちづくりを計画的に推進する。	都市施設課	・道路改良舗装工事業による歩道、車道の整備	道路整備(歩道新設)を行うことで、歩行者や自転車利用者が安全で、結果的に自動車利用が減少したことにより大気汚染が若干ではあるが減少している。 (この施策内容に、この取り組みの文言は必要なのでしょうか?)						歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できるまちづくりを計画的に推進する。 →「大気環境」より「歩歩・自転車利用の推進」で整理する。	
⑥-3) 2) 工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。	工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。	環境課	・北海道と連携し、法令遵守に努める	今後も北海道と連携し、法令遵守の徹底を推進していく必要がある。						工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。	
⑥-3) 3) 相談・苦情など日常的な問題に対する対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進める。	相談・苦情など日常的な問題に対する対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進める。	環境課	・相談、苦情等があれば、関係部署と協力して対応を行う	今後とも関係部署と協力して対応が必要						相談・苦情など日常的な問題に対する対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進める。	
⑥-3) 4) 関係法令に基づき、工場・事業場等が生じる日常の排気物の対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進めるとともに、より良い生活環境づくりの啓発に努めます。	工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。	環境課	・ホテル建設の際には住民説明会を開催するよう業者に要請し、地域住民の良好な関係づくりを行っている	・外国資本による大型ホテル等の建設が増え、それに伴い苦情相談件数が増加している。地域住民との良好な関係が保たれるよう、問題が発生した場合は速やかに対応し課題解決に努める必要がある。						工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。	
●土壌汚染の防止											
⑥-4) 市民に対し、土壌汚染に関する教育、広報活動を行う。	市民に対し、土壌汚染に関する教育、広報活動を行う。	環境課	・市民に対し、土壌汚染に関する教育、広報活動を行う。	・市民に対し、土壌汚染に関する教育、広報活動を行う。						市民に対し、土壌汚染に関する教育、広報活動を行う。	
⑥-5) 周辺住民への健康影響のおそれがある場合は、北海道と連携、情報交換し対応する。	周辺住民への健康影響のおそれがある場合は、北海道と連携、情報交換し対応する。	環境課	・日頃から広報誌等を通じて情報提供し、市民の土壌汚染に対する理解が向上するように努力する必要がある。	・日頃から広報誌等を通じて情報提供し、市民の土壌汚染に対する理解が向上するように努力する必要がある。						周辺住民への健康影響のおそれがある場合は、北海道と連携、情報交換し対応する。	
⑥-6) 大気(アスベスト・石綿) 監視の実施											
⑥-6) 1) 市内にはアスベスト(石綿) 鉱山跡地があることから、大気(アスベスト) の状況を継続的に監視するとともに、監視結果を公表します。	定期的な大気調査(アスベスト) を実施し監視する。	環境課	・大気環境測定を実施 ・北海道と連携し、アスベスト鉱山跡地確認	アスベスト鉱山跡地の現地調査や大気環境測定を継続して実施し、監視していく必要がある。						定期的な大気調査(アスベスト) を実施し監視する。	
●有害化学物質対策の推進											
⑥-7) 市民や事業者、行政など様々な関係者が環境中の化学物質のリスクに関する情報を共有し、普及啓発を行う。	市民や事業者、行政など様々な関係者が環境中の化学物質のリスクに関する情報を共有し、普及啓発を行う。	環境課	・化学物質やリスクの概念などに関する情報が十分でないため、関係者への普及啓発が必要。	・化学物質やリスクの概念などに関する情報が十分でないため、関係者への普及啓発が必要。						市民や事業者、行政など様々な関係者が環境中の化学物質のリスクに関する情報を共有し、普及啓発を行う。	
●地方移住・二地域居住の促進											
⑥-8) 移住希望者や2地域居住希望者に対し、ワンストップ相談窓口による情報提供や体験移住などを進め、市民や各団体・事業所との連携により地域経済やコミュニティの活性化を図る。	移住希望者や2地域居住希望者に対し、ワンストップ相談窓口による情報提供や体験移住などを進め、市民や各団体・事業所との連携により地域経済やコミュニティの活性化を図る。	企画振興課	・移住相談窓口の設置、ホームページやフェイスブックによる情報発信、前都府等での移住相談会、移住希望者に対する就業体験ツアーなどを、ふらの市移住促進協議会との連携により実施。	・ふらの市移住促進協議会が平成21年5月に設置されて以来、10年が経過し、移住相談件数の減少や全国各地で移住促進協議会の取組が行われている現状にある。						移住希望者や2地域居住希望者に対し、ワンストップ相談窓口による情報提供や体験移住などを進め、市民や各団体・事業所との連携により地域経済やコミュニティの活性化を図る。	

第三次 富良野市環境基本計画

施策の検討案

施策案	担当課見直し	補足	関連計画の位置
3.2 循環型社会のまち			
(6) ごみの減量化・リサイクル対策の継続的な推進			
1) ごみ減量化やリサイクル対策の継続的な推進			
⑥-1) 1) ごみ減量化やリサイクルに対する市民意識を高めるため、食品ロス、ごみ減量化等に関する普及啓発活動(ごみ分別説明会、広報、リサイクルマーケット、環境展等)を継続的に実施します。			
⑥-1) 2) 廃棄物処理・資源循環システムの維持			
●現在の90%と高い資源化率を維持していくため、現在の廃棄物処理・資源循環システム(固形燃料化、有機肥料化等)を継続していきます。			近年の技術革新を取り入れた新たな廃棄物処理システムの検討導入を推進し、更なる資源化率向上を目指します。/富良野市一般廃棄物処理基本計画(H30)
⑥-1) 3) プラスチック資源の3Rや代替資源への推進			
●プラスチック資源の3Rのため、フウェイプラスティックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、普及啓発を行います。			
(7) ごみの適正処理とストックの有効活用の推進			
1) 不法投棄対策等の推進			
●不法投棄が後を絶たないことから、関係機関(上川総合振興局、管内市町村)、警察、市民、事業者など連携を図り、不法投棄の監視体制を強化します。		現行計画から分類・順番を変更したものの現行計画⑥-4)の内容	
2) ストックの維持管理・有効活用の推進			
●公共施設や交通・エネルギーインフラ等の長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化を進め、既存のインフラの価値向上、有効活用を図ります。			
3.3 快適環境社会のまち			
(8) 魅力ある農村景観の保全と都市景観の形成			
1) 総合的な景観行政の推進			
●景観条例及び景観計画に基づき、良好な景観の形成を図ります。			
●農業の担い手や組織の育成、農業経営の安定化・富良野ブランドの確立等による農業の振興を図るとともに、耕作放棄地の再生利用等、環境観光資源としての農村景観を保全します。			「耕作放棄地」は富良野市はなしの付録
2) 良好な都市景観の形成			
●環境美化に対する市民、事業者、観光客の意識啓発を図るとともに、美化運動を支援します。			
●公園緑地や街路等の公共施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化を進め、安全安心で地域住民に親しみやすさを提供する都市空間の形成を推進します。			
(9) 良好な生活環境の維持(典型7公害)			
1) 良好な水環境の維持			
●良好な水環境を維持するため、河川等、公共用水域において、定期的な水質調査を実施し、その調査結果を公表します。		現行計画から分類・順番を変更したものの現行計画⑥-4)の内容	市民の暮らしに必要な安全・安心で清浄な水道水の安定供給のため、適切な水道施設の整備、維持管理を行うとともに、経費の健全化に努めます。/富良野市環境基本計画(H27)
●排水対策として、今後も北海道と連携し、工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進します。		現行計画から分類・順番を変更したものの現行計画⑥-2)の内容	農業、畜産系の排水対策を啓発・指導します。/富良野市環境基本計画(H13)
●下水道処理区域における下水道への接続を促すため、環境美化で水循環や汚水処理など展示するなど、下水道事業PRを強化していきます。		現行計画から分類・順番を変更したものの現行計画⑥-2)の内容	
●下水道処理区域外における汚水処理(し尿・生活雑排水等)を推進するため、浄化槽整備促進地区指定を検討するなど、公共用水域の環境保全に努めます。		現行計画から分類・順番を変更したものの現行計画⑥-2)の内容	浄化槽については、定期的な点検・清掃および法定検査が機能維持のために極めて重要であるため、広報等を通じての徹底に努めるとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を指導します。/富良野市生活排水処理基本計画(H24)
●北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続します。		現行計画から分類・順番を変更したものの現行計画⑥-3)の内容	
2) 良好な大気環境の維持			
●歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できるまちづくりを計画的に推進する。		現行計画から分類・順番を変更したものの現行計画⑥-1)の内容	
●良好な大気環境を維持するため、北海道と連携し、工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。			
●工場・事業場等に対して、相談・苦情など日常的な問題に対する対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進める。			
3) 騒音・振動及び悪臭対策の推進			
●生活に支障のない住みやすい生活環境をめぐる近隣同士のトラブルや、関係法令に基づく規制地域外の問題に対して、相談・苦情窓口を設け、日常的な問題に対する対応や、地域マナーづくりの支援を進めます。			
●工場や事業場等が生じる日常的な騒音・振動、悪臭等の問題に対応するとともに、地域住民の良好な関係づくりを支援します。			
●近年、外国資本による大型ホテル等の建設が増え、地域住民とのトラブルに繋がることが多いことから、事業者に対して法令遵守を徹底するよう指導します。			
4) 土壌汚染の防止			
●市民に対し、土壌汚染に関する教育、広報活動を行います。			
●周辺住民への健康影響のおそれがある場合は、北海道と連携、情報交換し適切な対応を行います。			
(10) 有害化学物質への対応			
1) アスベスト監視の実施			
●市内にはアスベスト(石綿) 鉱山跡地があることから、定期的なアスベストについての調査を継続的に実施し、監視します。		現行計画から分類・順番を変更したものの現行計画⑥-2)の内容	
2) 有害化学物質対策の推進			
●市民や事業者、行政など様々な関係者が環境中の化学物質のリスクに関する情報を共有し、普及啓発を行います。			
(11) 健康で質の高い生活環境の実現			
2) 地方移住・二地域居住の促進			
●雇用と移住と住宅の施策を総合的に推進する内体制や協議会のあり方について検討します。			「地方移住・二地域居住の推進」は富良野市の環境基本計画に盛り込むのは無理があるため削除

現行計画の施策の検証と、施策案の整理

第二次 富良野市環境基本計画 / H23年3月 (H29年3月度変更)

施策内容	市の取組	担当課	具体的な取組実績	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				今後の取組内容	今後の課題
					経 済 活 躍	環 境 保 護	新 規 創 業	統 直 充 実		
3.5 活動・協働社会のまちづくり										
⑪ 市民、事業者、市の協働による自主的な活動の推進										
① 1) 環境団体活動の拡大・強化										
環境団体活動の普及啓発や支援を進め、人的ネットワークや活動ネットワークの拡大・強化を推進します。	市民や事業者に対する環境団体活動の周知、普及啓発を図り、活動の拡大・強化を推進する。	環境課	・からの市民環境会議の取組（講演会、施設見学会、ふる環境展、フォーカト）を通じて普及啓発を図る	・からの市民環境会議の会員が減少してきているため、組織の拡充を図り、より多くの市民が環境活動に取組んでいる組織づくりを行う必要がある。					市民や事業者に対する環境団体活動の周知、普及啓発を図り、活動の拡大・強化を推進する。	
② 2) 自然環境資源を活かした多様な主体の参加										
富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地））を活用して、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進します。	富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地）を活用して、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進する。	商工観光課	・修学旅行時における農業体験受入れを実施 ・からの自然塾の体験受入れを実施 ・遊々の森「もももハイク」事業、ウォーキング事業の実施	・修学旅行の予約の減少 ・遊々の森事業は、ガイド役の高齢に伴い、地域の担い手不足問題が発生					富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地）を活用して、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進する。	
③ 3) 環境活動の拠点を活かした活動の充実										
太陽の里ふれあいの森（国有林：遊々の森）、高沼公園、市の公有林など既往の環境活動の拠点を活かした環境活動の充実を図ります。	環境学習拠点（太陽の里ふれあいの森等）の活用を進め、多目的との仕分けやルール作りを検討し活動拠点を充実を図る。	生涯学習センター 山部支所	・社会教育事業へのフィールド提供 ・危険木除去等、散策ルートの安全管理の実施 ・地元人材によるガイド企画の開催等 ・自然環境に関する意識向上の取り組みを支援	・散策ルート整備にあたっては、協力者の高齢化等による今後の継続が危ぶまれる状況となっている ・その他太陽の里各施設の老朽化が進んでいる					・活動の拠点が老朽化しており、今後の在り方を検討する必要がある。施設タイルを見直しなど、施策と事業が合うようできないか検討する。 ・散策ルートの整備に関しては今後の維持が課題。（その点においては、施策を維持に変更してもよい）	
② 幅広い世代への環境教育・環境学習の推進										
① 1) 幅広い世代（幼児～高齢者）への環境教育・環境学習の推進										
小・中学校がそれぞれ創設工夫した学校での環境教育・環境学習を進めるとともに、幼児教育（幼稚園）や家庭での環境教育・環境学習を推進します。	学校や環境団体などと連携して、地域の自然や環境への取組・活動を活用した環境教育・環境活動を推進する。	学校教育課 環境課	・市内の小・中学校5年生または6年生が富良野自然塾のフィールドを活用して体験学習を実施	・フィールドを確保し「環境教育推進」し、そのフィールドを使った「環境教育推進」は、地球環境や自然を考える上で必要な視点を身に付け、子どもたちの環境意識の向上が図れている。					富良野市の豊かな自然環境（富良野自然塾のフィールド）を活用した特色ある環境教育の実践を引き続き進めていく。	・具体的な取組があまりありません。内容を補足してはかたがたよか→富良野自然塾のフィールドを追究
保育園や幼稚園などと連携して、環境に関する家庭教育や幼児教育（自然とふれあう遊びや散歩、食育による自然の恵み（食材）の体感）を支援する。	保育園や幼稚園などと連携して、環境に関する家庭教育や幼児教育（自然とふれあう遊びや散歩、食育による自然の恵み（食材）の体感）を支援する。	こども未来課 環境課	・保育所に「食の探検隊」「自然観察」「農作物の生育の観察や収穫、調理、食育」を実施 ・幼稚園に「農場体験」「自然散策」を実施	就学前の保育所、幼稚園において、自然とふれあひ、また、地元で採れる農作物の生育の観察や収穫の体験をすることで、自然の恵みを幼児期から学んでいる					・保育所や幼稚園などと連携して、環境に関する家庭教育や幼児教育（自然とふれあう遊びや散歩、食育による自然の恵み（食材）の体感）を支援する。	
豊かな人生経験を有する高齢者を活用して、世代を繋ぐ環境教育・環境学習を推進します。										
② 2) 富良野の環境資源を活用した環境教育・環境学習の推進										
自然や産業と触れ合うことのできる体験型学習などの場や機会の充実に努める。	自然や産業と触れ合うことのできる体験型学習などの場や機会の充実に努める。	環境課	・からの市民環境会議による施設見学会の実施	市民への体験型学習などの機会を提供し、環境に配慮した取組を行う市民が増えていけるよう継続する必要がある。					自然や産業と触れ合うことのできる体験型学習などの場や機会の充実に努める。	
③ 3) 次世代を担う人材の育成										
少子高齢化社会に対応した次世代を担う環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を推進する。	専門的知識を有する人やボランティア、環境団体などと連携して、地域における環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を支援する。	生涯学習センター	・森林学習サポーターの育成（認定制度の導入） ・森林学習プログラム推進事業（学習プログラムの構築、森林ガイドの発掘・育成）の実施 ・小・中学校の総合的な学習の時間の支援 ・富良野市の自然に親しむ集いの開催	・プログラム構成など内容の一面の充実化が必要 ・研修の実施や運営協議会での情報交換等により、サポーターのスキルアップを図る ・意欲ある人材の獲得に努め、体制の充実化を図る					・関係機関と連携協力し、内容の一面の充実化を図る ・研修の実施や運営協議会での情報交換等により、サポーターのスキルアップを図る ・意欲ある人材の獲得に努め、体制の充実化を図る	
③ 環境情報の共有化										
① 1) 環境施策の取組結果等に関する情報提供の充実										
市の広報などを用いた従来の情報提供の他、市の総合的な環境情報の発信手段として、環境基本計画の点検結果や進捗状況、市独自の環境情報に関する年次報告を行います。	環境施策の取組結果を掲載した年次報告を行う。	環境課	・廃棄物の処理及びリサイクルの概要の作成	取組結果の年次報告は継続して、市民に情報提供が必要がある。					環境施策の取組結果を掲載した年次報告を行う。	
市の環境状況（環境測定結果等）、市民、事業者、市民団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、分かりやすく市民に提供する。	市の環境状況（環境測定結果等）、市民、事業者、市民団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、分かりやすく工夫し市民に提供する。	環境課	・環境白書の発行 ・環境審議会の開催	より分かりやすく工夫しながら、市民に情報提供を行う必要がある。					市の環境状況（環境測定結果等）、市民、事業者、市民団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、より分かりやすく工夫し市民に提供する。としてはいかがでしょうか→修正しました。	
② 2) 多様な情報伝達手段の活用										
市の広報などを積極的に活用しつつ、情報格差に留意して多様な情報伝達手段（ホームページ、環境展、フェア、ライバルセンターでの情報展示）を活用する。	多様な情報伝達手段（広報、ホームページ、環境展、フェアなど）を活用する。	環境課	・毎月広報においてサイト掲載等の掲載 ・環境展などのイベント情報を広報やホームページで周知	・広報誌やSNSを活用し、継続的に情報発信していく必要がある。					多様な情報伝達手段（広報、ホームページ、環境展など）を活用する。	
地区・コミュニティ単位での情報提供（回覧板、出前講座、説明会など）や、活動単位（商工会、農業協同組合、観光協会など）での情報提供を行い、きめ細かい効果的な情報の共有化を図ります。	環境情報の種類に応じて、地区・コミュニティ単位、活動単位毎の提供を行う。	環境課	・各町内会に毎月末分別ごみに対し、簡易マニュアルの配布や回収のお知らせを行っている	きめ細かい効果的な情報を提供するには、地区・コミュニティ単位での情報提供が必要となる。					環境情報の種類に応じて、地区・コミュニティ単位、活動単位毎の提供を行う。	
● 都市と農山漁村の連携										
農村居住者と移住者、都市生活者などの連携を進め、それぞれが持っている知恵と力を集めた地域の創生工夫によるコミュニティ活動や地域づくりの実践的な取組を支援する。	地域活性化に向けた地域活動を行うNPO法人等の活動支援（1団体） ・新規移住者を受け入れる地域の世話人会との連携（2団体） ・農業系の大学生の実習受け入れ（2大学）	農林課		・よそ者の視点から刺激を受けることは、引き続き必要。					・農村居住者と移住者、都市生活者などの連携を進め、それぞれが持っている知恵と力を集めた地域の創生工夫によるコミュニティ活動や地域づくりの実践的な取組を支援する。	

第三次 富良野市環境基本計画

施策案	担当課意見	補足	関連計画の構築
3.5 活動・協働社会のまちづくり			
(14) 市民、事業者、市の協働による自主的な活動の推進			
1) 環境団体活動の拡大・強化			
環境団体活動の拡大・強化	・からの市民環境会議の会員が減少してきているため、市民や事業者に対する環境団体活動の周知、普及啓発を図り、活動の拡大・強化を推進する。		
2) 自然環境資源を活かした多様な主体の参加			
富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地））を活用して、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進します。	富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地））を活用して、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進する。		
3) 環境活動の拠点を活かした活動の充実			
太陽の里ふれあいの森（国有林：遊々の森）、高沼公園、市の公有林など既往の環境活動の拠点を活かした環境活動の充実を図ります。	環境学習拠点（太陽の里ふれあいの森等）の活用を進め、多目的との仕分けやルール作りを検討し活動拠点を充実を図る。	【変更】環境管理者等→管理協力者	意図とあっているかご確認をお願いします。
(15) 幅広い世代への環境教育・環境学習の推進			
1) 幅広い世代（幼児～高齢者）への環境教育・環境学習の推進			
小・中学校がそれぞれ創設工夫した学校での環境教育・環境学習を進めるとともに、幼児教育（幼稚園）や家庭での環境教育・環境学習を推進します。	学校や環境団体などと連携して、地域の自然や環境への取組・活動を活用した環境教育・環境活動を推進する。		
保育園や幼稚園などと連携して、環境に関する家庭教育や幼児教育（自然とふれあう遊びや散歩、食育による自然の恵み（食材）の体感）を支援する。	保育園や幼稚園などと連携して、環境に関する家庭教育や幼児教育（自然とふれあう遊びや散歩、食育による自然の恵み（食材）の体感）を支援する。		
豊かな人生経験を有する高齢者を活用して、世代を繋ぐ環境教育・環境学習を推進します。			
2) 富良野の環境資源を活用した環境教育・環境学習の推進			
自然や産業と触れ合うことのできる体験型学習などの場や機会の充実に努める。	自然や産業と触れ合うことのできる体験型学習などの場や機会の充実に努める。		
3) 次世代を担う人材の育成			
少子高齢化社会に対応した次世代を担う環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を推進する。	専門的知識を有する人やボランティア、環境団体などと連携して、地域における環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を支援する。		
市の環境状況（環境測定結果等）、市民、事業者、市民団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、分かりやすく工夫し市民に提供する。	市の環境状況（環境測定結果等）、市民、事業者、市民団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、より分かりやすく工夫し市民に提供する。		
2) 多様な情報伝達手段の活用			
市の広報などを積極的に活用しつつ、情報格差に留意して多様な情報伝達手段（ホームページ、環境展、フェア、ライバルセンターでの情報展示）を活用する。	多様な情報伝達手段（広報、ホームページ、環境展など）を活用するなど、情報の入手のしやすさに努める。		
地区・コミュニティ単位での情報提供（回覧板、出前講座、説明会など）や、活動単位（商工会、農業協同組合、観光協会など）での情報提供を行い、きめ細かい効果的な情報の共有化を図ります。	環境情報の種類に応じて、地区・コミュニティ単位、活動単位毎の提供を行います。		
(17) 広域的ネットワークの構築			
1) 都市と農村の連携			
農村居住者と移住者、都市生活者などの連携を進め、それぞれが持っている知恵と力を集めた地域の創生工夫によるコミュニティ活動や地域づくりの実践的な取組を支援する。	地域活性化に向けた地域活動を行うNPO法人等の活動支援（1団体） ・新規移住者を受け入れる地域の世話人会との連携（2団体） ・農業系の大学生の実習受け入れ（2大学）		